

入札説明書

倒立型リサーチ顕微鏡・培養顕微鏡・三次元空気ばね式防振台一式に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 件名

倒立型リサーチ顕微鏡・培養顕微鏡・三次元空気ばね式防振台一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書で指定する仕様等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年3月24日（木）

(4) 納入場所

兵庫県立大学先端医療工学研究所（仮称）

兵庫県立はりま姫路総合医療センター教育研修棟3階（姫路市神屋町）

2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は名簿に登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加者として認定された者であること。

(2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

651-2197 兵庫県神戸市西区学園西町8-2-1

兵庫県立大学事務局大学教育改革室 先端医療工学研究所（仮称）準備室

電話 078-794-6635 メール kaikaku@ofc.u-hyogo.ac.jp

メールを送信した場合は、必ず電話により到達確認をすること

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年12月3日（金）から12月10日（金）までの各日午前9時から午後4時まで
（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ、前記(1)の提出場所に直接持参又は簡易書留による郵送により提出すること。（郵送の場合は、令和3年12月10日（金）午後4時までに必着のこと。）

イ 前記2(1)の事実確認のため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 本件入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 申込者の本件入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和3年12月15日（水）までに、申込者に文書（一般競争入札参加資格審査結果通知書）で通知する。

については、返信用封筒（定型長3）を申込書に添えて提出すること。返信用封筒には84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加者の資格確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。

4 入札説明会

実施しない。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 受付期間及び受付場所 令和3年12月3日（金）から12月10日（金）まで（各日午前9時から午後4時まで。土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く。）に、前記3(1)へ持参又はメールにより提出すること（メールの場合は、必ず電話により到着を確認すること）。

(2) 提出書類

質問書（任意様式）による。

(3) 質問に対する回答

令和3年12月14日（火）までに申込者に通知する。

6 入札・開札の日時、場所及び方法

(1) 日時 令和3年12月17日（金）午後1時30分

(2) 場所 兵庫県立大学本部棟2階中会議室（神戸商科キャンパス内）

(3) 入札方法 入札書は、上記の日時及び場所が入札箱に直接投入すること。

7 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で記載すること。

(2) 入札書は、所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した名称とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章は県または本法人に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。なお、この場合にあっては、入札開始前に委任状（別紙様式）を入札執行者に提出すること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (6) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

8 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

9 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

なお、契約保証金については、兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成25年法人規程第56号）第27条の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除することができる。

10 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

11 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成25年法人規程第56号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札をし、再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

12 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(3)又は(4)に違反し無効となった者以外の者

13 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

14 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申請書又は関係書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には「ア暴力団及び暴力団員に該当しないこと、イ暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと、ウ前記ア及びイに違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他本法人が行う一切の措置に異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。